

国立大学法人茨城大学における研究設備・機器の共用利用に関する基本方針

令和4年10月25日
学 長 決 定

令和4年3月に大学等における研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等の策定に関する検討会により策定された「研究設備・機器の共用促進に向けたガイドライン」に基づき、国立大学法人茨城大学において、これまで分散管理されてきた研究設備・機器の共用利用を促進するため、本基本方針を策定する。

1. 研究力の強化を図るため、研究設備・機器を重要な経営資源の一つと捉え、全学的なマネジメントに基づいて保有資産を最大限活用する取組みを進める。
2. 若手からトップ研究者に至るまで、意欲ある研究者に魅力ある研究環境を提供するため、研究設備・機器を戦略的に導入・更新・共用する仕組みの強化（コアファシリティ化）を全学的に進める。
3. 分野融合・異分野融合の研究活動と産学官連携の好循環を実現するため、研究設備・機器相互利用ネットワークの構築に取り組む。
4. 共用利用の対象設備・機器の把握と見える化を図るため、中長期的な戦略的設備整備・運用計画を策定する。
5. 研究力を強化し、及び共用利用する研究設備・機器の整備・運営等を安定的かつ継続的に維持・発展させるため、利用料金の設定がない研究設備・機器を含め、適切な料金を徴収する。
6. 外部連携の発展及び地域産業界の活性化を図るため、学外者の研究設備・機器の共用利用を積極的に促進する。
7. 上記の事項に対応するため、専門の委員会及び当該委員会をサポートする実務組織を設置し、教職員一体となった体制を構築する。